

旧規則別表第三の上欄に掲げる六 器	旧規則別表第三の上欄に掲げる六 器	旧規則別表第三の上欄に掲げる五 イズ	旧規則別表第三の上欄に掲げる四 学	旧規則別表第三の上欄に掲げる三 理)又は二 料分析)	旧規則別表第三の上欄に掲げる二 先行技術調査(ナノ物 理)	旧規則別表第三の上欄に掲げる一 先行技術調査(計測)
旧規則別表第三の上欄に掲げる六 先行技術調査(事務機 器)	新規則別表第三の上欄に掲げる六 先行技術調査(事務機 器)	新規則別表第三の上欄に掲げる五 イズ	新規則別表第三の上欄に掲げる四 学	新規則別表第三の上欄に掲げる三 理)又は二 料分析)	新規則別表第三の上欄に掲げる二 先行技術調査(ナノ物 理)	新規則別表第三の上欄に掲げる一 先行技術調査(計測)
施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間	施行日における上欄に掲げる区 分に係る特定登録調査機関とし て受けた登録の有効期間の残存 期間と同一の期間
3	この省令の施行の際現に特例法第三十九条の二の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者みなし、同表の上欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請とみなす。この場合において、当該登録を受け者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。	旧規則別表第二の上欄に掲げる十五 組立)又は三十二 調査(技映)	旧規則別表第二の上欄に掲げる四十 の適合性についての調査(搬送 組立)又は三十一 調査(電気)	旧規則別表第二の上欄に掲げる四十 の適合性についての調査(新規則別表 の記載の記載)	新規則別表第二の上欄に掲げる四十 の適合性についての調査(新規則別表 の記載)	新規則別表第二の上欄に掲げる四十 の適合性についての調査(新規則別表 の記載)